テーマに、

国土交通省の担当者から説明があっ

野の建設工事等における働き方改革の推進」を における働き方改革に関する取組み」「鉄道分

改革に関する会員懇談会」を開催した。 連会館において、全会員企業を対象に「働き方 日建連は十月十 六日、 東京・千代田区の経団

法の長時間労働の規制の建設業への適用を受け から、 実施すること②工期の適正化への配慮を官民 休二日の推進に前向きに取り組むと回答した。 長時間労働の規制適用に同意するとともに、週 通大臣と建設業四団体との会談では、石井大臣 要請した。 の発注者に呼びかけること また、その際、 入れるよう要請があった。これに対し日建連は 間労働の是正が不可欠であるとして、 せている。三月三日に開かれた石井啓一国土交 建設業の働き方改革は、最近急速な進展を見 建設業の健全な発展を図るためには長時 ①長時間労働の規制は段階的に を石井大臣に 労働基準

実行計画」では、 正な工期設定について施主の協力も含め全政府 への適用を改正法施行後五年間猶予する②適 三月二十八日に政府が決定した「働き方改革 ①長時間労働の規制の建設業

> 的なバックアップを行う 止めていただいたものである。 た。これは日建連の要請を政府がしっかり受け

業ごとに「建設業の働き方改革に関する連絡会 議」を設置している。 さらに、鉄道、電力、ガス、不動産・住宅の産 る適正な工期設定等のガイドライン」を策定し、 る関係省庁連絡会議」を設け、「建設工事におけ その後、 政府は「建設業の働き方改革に関す

言」が公表された。 間労働につながる商慣習の是正に向けた共同宣 団体のほか六十の業界団体等が参加する「長時 経済界では、 経団連が主導し、 経済三

に、改革に向けた機運をさらに高めるため、

めて開催したものである。

ある。 方改革に真摯に取り組む必要がある。 を一丸となって推進する千載一遇のチャンスで はかつてないことであり、 きた構造問題にこれほどの積極姿勢を見せるの このように、政府や経済界が建設業の抱えて 日建連は九月二十二日の理事会にお これに応える意味でも、 建設業の働き方改革 この機会に働き ζ

ことが盛り込まれ

会員懇談会の様子

今回の会員懇談会は、働き方改革をめぐる政府 の推進について」を一挙に決議し、 二日実現行動計画試案」「改めて労務賃金改善 正化に向けた自主規制の試行について」「週休 「働き方改革推進の基本方針」「時間外労働の適 公表した。

での実践にあたっては様々な課題があると思 はなくまずやってみる。その上で出てきた問題 部長は、「週休二日も長時間労働の是正も、現場 冒頭、 しかし、できない、やれないを言うので 挨拶に立った宮本洋一副会長・土木本

## 時間外労働の適正化に向けた自主規制の試行を決定

はじめ、働き方改革に係る多岐にわたる諸課題

政府の働き方改革実行計画に示された事項を

(1) 働き方改革推進の基本方針

四項目の概略は次のとおりである。

四項目について担当の事務局役員が説明した。 取組みでは、九月二十二日の理事会で決定した

第二部の日建連における働き方改革に関する

本年3月政府が決定した「働き方改革実行計画」により、建設業に対し、 改正労働基準法の施行から5年後に罰則付きの時間外労働の上限規制が適 用されることとなった。

ついては、日建連会員企業は、改正法が適用されるまでの間に時間外労 働の削減に段階的に取り組み、法適用への円滑な対応を図ることとし、以 下の取組みを行うものとする。

- ①本自主規制に沿って時間外労働の削減に向けた段階的な改善目標を定 め、社内体制の整備や社員の意識改革を進める
- ②目標の達成度を毎年度確認し、達成度が不十分な場合は、更なる改善方
- ③本自主規制に準じた取組みを行うよう、下請企業に対しても要請する 本自主規制は、労働政策審議会の建議内容、及び改正労働基準法の 2019年4月施行、2024年4月の建設業適用というスケジュールを前提と するものであり、当面、試行として実施する。

## 時間外労働の改善目標

- (1) 改正労働基準法が成立し、施行されるまでの期間 (~2019年3月)
  - ・法が想定している移行準備期間であるため、各会員企業の自主的な 取組みに委ねる。ただし、月100時間未満の制限については、できる だけ早期に実施するよう努める。
- (2) 改正法施行開始後1年目から3年目(2019・2020・2021年度)
  - ・年間960時間以内とする。(月平均80時間)
  - ・6カ月平均で、休日労働を含んで80時間以内とする。 ・1カ月で、休日労働を含んで100時間未満とする。
- (3) 改正法施行開始後4年目から5年目(2022・2023年度)
  - ・年間840時間以内とする。(月平均70時間)
  - ・4、5、6カ月それぞれの平均で、休日労働を含んで80時間以内とする。
  - ・1カ月で、休日労働を含んで100時間未満とする。

(3) 週休二日実現行動計画試案制に軟着陸するための目標を提示する

歩踏み出していただければと思います」

と述べ 今

や課題に対処していくという取組みに、

各社の積極的な取組みを要請した。

働き方改革の取組みが説明された。

続いて、

国土交通省および日建連それぞれ

 $\hat{O}$ 

ので、 行動計画として決定する。 の実現に向けた目標及び具体的方策を定めたも 建設業における週休二日として原則土日閉所 内外のご意見を伺って十二月に最終的な

ねてから推進している建設技能者の労務賃

組みでは、「建設業における働き方改革につい

第一部の国土交通省における働き方改革の取

て」「適切な工期の設定等について」「営繕工事

④ 改めて労務賃金改善の推進について

アアップシステム」の現況について報告があり、 構築等が精力的に進められている「建設キャリ 最後に、 来年秋の先行運用に向けてシステム

会員懇談会は終了した。

対応を要請する。 を深刻に受け止め、 改めて会員企業の積極的な

では、労務賃金が前年と比べやや低下したこと 金改善について、昨年度の厚生労働省調査結果

日建連の取組みを会員企業に周知するととも 初

受けて、改正法適用までの期間において会員企 間外労働の上限規制が建設業に適用されるのを

業が段階的に時間外労働削減に取り

(2) 時間外労働の適正化に向けた自主規制の試

とに整理した。

しての取組みの基本方針及び推進方策を課題ご

への対処方策について、

日建連及び会員企業と

行について

改正労働基準法施行から五年後に罰則付き時